

## 医療行為における本人の意思決定支援と代行決定のプロセスの透明化について

2014年5月15日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
理事長 松井秀樹

人は誰もが、安全で良質な医療を受ける権利を有している。

しかし、医療に関する判断能力が不十分な患者、あるいは、その能力を喪失した患者の医療を受ける権利は十分に保障されているのであろうか。

認知症だから、あるいは、成年被後見人だからというだけで、医師や家族が、医療行為の主体である患者の意思を確認せずに、あるいは、医師や家族の思いを中心に決定していることはないであろうか。

当法人では、2009年に、こうした医療行為に関する意思決定の問題についての中間報告を発表し、患者自身が医療に関する判断能力を有しない場合には、成年後見人にも成年被後見人の医療に関する代行決定権を与えること及び、成年後見人や家族等の第三者による医療行為の代行決定については、その患者の思いや最善の利益を探るプロセスを透明化させることを前提に「本人以外の者による医療行為の同意の代行決定に関する法律（仮称）」の制定の必要性を訴えた。

その後、各所での発表、医療機関及び家族へのアンケート等を通じて、現状を多角的に調査し、今回の報告に及んだ。

本報告では、我が国において、患者家族が代行決定をしている現状をふまえて、一定の家族が患者の医療行為について代行決定をできるとする一方、家族といえどもそのすべてが患者の理解者であるとは限らず、家族故に患者と利害が対立して患者の意思に反した決定をすることを予防するために、家族がいる場合であっても、医療機関に成年後見人の承諾を得ることを提案している。また、家族がいない場合、あるいは、家族が代行決定をしない場合のセーフティガードとして、成年後見人や市町村長を代行決定者とするとともに、家族による場合も含めて、代行決定者による意思決定のプロセスを透明化することを提案している。

本人が自分の受けるべき医療を選択することは、医療の主体である本人によってなされるべきということが基本であり、安易に本人の同意能力を過小評価したり、本人以外の者の意向や希望によって医療の方向性が決められてしまうことを避けるための手続きが必要であろう。

当法人は、患者が認知症、精神障害者、知的障害者であるというだけで、あるいは成年被後見人であるというだけで医療に関する意思決定能力がないとみなすのではなく、関係者の支援により本人の意向を確認し、本人に医療に関する判断能力がない場合であっても、

原則として本人が参加した形でインフォームドコンセント、インフォームドチョイスをしていくことにより、判断能力の不十分な患者や喪失した患者の、安全で良質な医療を受ける権利を保障する制度を目指している。

成年後見制度の立法過程において、成年後見人に対し医療同意の権限を与えることについて、国民的なコンセンサスが得られていないとして、明確な規定がおかれなかったが、この 10 数年の間に、法律や医療の専門家の間で、いくつかの示唆に富んだ提言がなされてきた。

本報告は、成年後見人においては身上配慮の問題としてとらえ、代行決定のプロセスの透明化という新しい制度設計を提示したものである。成年後見という枠組みにとどまらず、患者の権利保障の一部としての提案だけに、今後、法律・医療・福祉など関係者だけでなく、国民全体で活発な議論が展開されることを切望する。